

丸田産業株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての従業員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～ 令和10年 3月 31日までの 3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間 10 日以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和 7年 4月～ 計画的な取得に向け、事業部単位での年間取得計画の作成を行う
- 令和 7年 10月～ 管理職が積極的に年次有給休暇を取得し、取得しやすい職場環境づくりに取り組む

2024年4月現在

【雇用管理区分ごとの有休休暇取得率】

(事業部)

本部	: 53.2%
モビリティサービス事業部	: 51.4%
メンテナンス事業部	: 46.7%
エスティティ事業部	: 87.1%